

令和2年度 森林環境譲与税 市町村取組事例集



令和2年度森林環境譲与税市町村取組事例集

編集 北海道水産林務部林務局森林計画課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5494 (直通)
FAX 011-232-1295

発行 令和3年(2021年)9月

北海道水産林務部林務局森林計画課

はじめに

森林環境税及び森林環境譲与税

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設され、森林所有者への意向調査やこれを踏まえた間伐の実施等の森林整備、人材育成、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進などの森林整備を促進するための取り組みが進められています。

本事例集は、森林環境譲与税を活用した市町村の取り組みを紹介していますので、同様の課題を抱えている地域の参考としていただき、森林整備の推進がより一層図られることを期待しています。

森林経営管理法と森林経営管理制度

この制度は、森林所有者の情報を把握し指導・監督を担っている市町村が、手入れの行き届かない森林の所有者に対して今後の森林の経営管理に関する意向調査を行い、市町村に委託する希望が示された森林を引き受けてとりまとめ、経営の成り立つ見込みのある森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営を委託し、経営の成り立つ見込みのない森林については、市町村自らが経営管理を行う仕組みとなっています。



目次

| | |
|--------------|----|
| はじめに | 1 |
| 市町村の取組 | |
| 1. 森林整備 | |
| 1-1 旭川市 | 3 |
| 1-2 釧路市 | 5 |
| 1-3 北見市 | 7 |
| 1-4 北見市 | 9 |
| 1-5 留萌市 | 11 |
| 1-6 紋別市 | 13 |
| 1-7 富良野市 | 15 |
| 1-8 厚沢部町 | 17 |
| 1-9 美幌町 | 19 |
| 1-10 滝上町 | 21 |
| 1-11 新ひだか町 | 23 |
| 1-12 池田町 | 25 |
| 1-13 足寄町 | 27 |
| 2. 人材育成・普及啓発 | |
| 2-1 根室市 | 29 |
| 2-2 森町 | 31 |
| 2-3 北見市 | 33 |
| 2-4 浜頓別町 | 35 |
| 2-5 浜頓別町 | 37 |
| 3. 木材利用 | |
| 3-1 小樽市 | 39 |
| 3-2 北見市 | 41 |
| 3-3 長万部町 | 43 |
| 3-4 せたな町 | 45 |
| 3-5 中頓別町 | 47 |
| 3-6 興部町 | 49 |
| 3-7 むかわ町 | 51 |
| 3-8 平取町 | 53 |
| 4. 林業就業者の育成 | |
| 4-1 津別町 | 55 |